

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人庄野孝利の上告理由第一点について

更生手続参加は、更生債権者又は更生担保権者の権利行使としての実質を有し、会社更生法五条の規定によつてこれに認められる時効中断の効力は、更生会社の債務を主たる債務とする保証債務にも及ぶとともに、右権利行使が続いている限り維持されるものである。そして、更生計画において債務の免除が定められた場合には、右債務は同法二三六条、二四二条の規定により更生計画認可決定の時に消滅したものとされるが、この法的効果が確定するのは右決定の確定時であるから、この時点において右債務につき債権者の更生手続における権利行使は終了するものというべく、したがつて、右債務を主たる債務とする保証債務の消滅時効は、この時までは更に進行を始めないと解すべきである。右と結論を同じくする原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第二点について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審においてしたのと趣旨の異なる主張を掲げてこれに対する判断遺脱をいうものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 栗 本 一 夫

裁判官 大 塚 喜 一 郎

裁判官 吉 田 豊
裁判官 本 林 讓